

特殊健康診断の実施結果等 に関する調査結果

令和5年12月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

【 調 査 要 領 等 】

(1) 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- I 特殊健康診断の実施結果調（令和4年度）
- II 特殊健康診断の実施状況調（令和4年度）

(2) 調査の対象団体

調査の対象団体は、次のとおりである（140団体）

- (1) 都道府県（47団体）：全団体
- (2) 指定都市（20団体）：全団体
- (3) 中核市、県庁所在市及び人口30万人以上の市（73団体）

(3) 調査方法

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会から、対象団体の総務部（局）人事（安全衛生）担当課に対して調査票及び調査記載要領を送付し、調査票への記入を依頼して実施した。

(4) 回答状況

調査に対し回答があったのは132団体（回答率94.3%）であった。

なお、各集計において「集計団体」とは、集計・分析の対象とした団体を表すが、調査項目の主旨に合わない回答のものは、集計・分析の対象から除いたものがある。

(5) 留意事項

本調査では、一定の記載要領を示し、所定の調査票への記入を依頼したが、これによりがたい場合には、当該団体ですでに集計・分析している方法に基づき回答を得ているため、検査項目と対象者、検査結果に基づく判定区分の基準、その集計・分析の仕方などについても団体により異なるものがある。

従って、回答があった数値等を単純に集計・分析した事項もあるため、この調査結果書を利用するにあたっては留意するようお願いする。

I 特殊健康診断の実施結果調

1 項目別特殊健康診断の実施結果

(1) じん肺健康診断（じん肺法第3条）

（単位：団体、人）

実施 団体数	集計 団体数	粉じん作業 従事者数	じん肺健康診断 受診者数 A	管理 2 a	管理 3 b	管理 4 c	有所見者数 (a+b+c) B	
47 (35.6)	47	1,610	1,166	13	0	0	13	
※()内は、全回答団体（132団体）に対する割合（単位：％）							合併症 り患者数	有所見者率 (%) B/A
							0	1.11%

(2) 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）

（単位：団体、人）

区分 健康診断	実施 団体数	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等						
高気圧作業	42 (31.8)	42	1,245	1,217	97.75%	157	12.90%
潜水業務、水産技術センター、水難救助業務等従事者							
電離放射線	100 (75.8)	100	12,254	11,580	94.50%	1,619	13.98%
X線撮影業務、試験・研究の業務、病院、保健所、衛生研究所、産業技術センター、文化財の非破壊検査、放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰取扱業務等従事者							
特定化学物質	95 (72.0)	95	7,350	7,205	98.03%	1,036	14.38%
水質検査業務、試験・研究業務、衛生研究所、食肉衛生検査センター、環境研究施設等従事者							
鉛	12 (9.1)	12	722	691	95.71%	265	38.35%
工業試験場、鉛化合物含有塗薬の施塗焼成業務、錆落とし業務等従事者							
有機溶剤	118 (89.4)	118	10,968	10,729	97.82%	1,206	11.24%
食肉衛生検査所、水産技術センター、農業技術センター、浄水センター、水質管理、水質検査、試験研究機関等従事者							
四アルキル鉛	3 (2.3)	3	589	560	95.08%	256	45.71%
農業研究センター、保健所衛生検査等従事者							
石綿	46 (34.8)	44	3,751	3,538	94.32%	63	1.78%
試験研究機関、工業技術センター、環境科学研究センター、解体作業の立会、産業廃棄物監視、自動車整備業務等従事者							
除染等業務従事者	1 (0.8)	1	451	394	87.36%	114	28.93%
帰還困難区域業務等従事者							
歯科特殊	34 (25.8)	34	2,603	1,989	76.41%	337	16.94%
試験研究機関、環境科学研究センター、水質検査業務、廃棄物処理及び下水道の管理業務、農林水産業務等従事者							
計			39,933	37,903	94.92%	5,053	13.33%

※()内は、全回答団体（132団体）に対する割合（単位：％）

※1 団体で複数の検査項目を実施している場合や検査項目ごとの数値等が確認できない場合などがあるため、「(3) 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）の内訳」と数値が合致しない。

(3) 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）の内訳

①高気圧業務（労働安全衛生法施行令第22条第1項第1号）の内訳

(単位：団体、人)

健康診断	区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 なる 対 象 業 務 等						
高 圧 室 内		2	30	30	100.00%	12	40.00%
	試験・研究業務、潜水業務等従事者						
潜 水		39	1,018	995	97.74%	90	9.05%
	潜水業務、動植物園、水産研究センター、魚類等の養殖業務、救難業務等従事者						

②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

健康診断	区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 なる 対 象 業 務 等						
ジクロロベンジジン 及びその塩		3	30	30	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所等従事者						
アルファ-ナフチルアミン 及びその塩		5	56	56	100.00%	1	1.79%
	水質管理・分析業務、衛生研究所等従事者						
塩素化ビフェニル (別名 PCB)		13	103	103	100.00%	4	3.88%
	環境化学分析業務、試験・研究業務等従事者						
オルト-トリジン 及びその塩		12	130	130	100.00%	6	4.62%
	試験・研究・分析業務、水質分析業務、衛生研究所、保健所等従事者						
ジアニシジン 及びその塩		2	28	28	100.00%	0	0.00%
	試験・研究業務等従事者						
ベリリウム 及びその化合物		10	61	59	96.72%	6	10.17%
	試験・研究業務、水質検査業務等従事者						
ベンゾトリクロリド		1	1	1	100.00%	0	0.00%
	環境研究施設等従事者						
アクリルアミド		12	70	68	97.14%	0	0.00%
	試験研究機関、工業技術センター業務等従事者						
アクリロニトリル		2	5	5	100.00%	0	0.00%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所等従事者						

②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

健康診断 区分	集 計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受 診 率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等					
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又は エチル基である物に限る。)	8	88	88	100.00%	3	3.41%
試験・研究・分析業務、衛生研究所等従事者						
インジウム化合物	6	40	40	100.00%	3	7.50%
試験・研究・分析業務、衛生研究所等従事者						
エチルベンゼン	20	217	216	99.54%	5	2.31%
試験・研究業務、塗装実技指導業務等従事者						
エチレンジイミン	0	-	-	-	-	-
塩化ビニル	8	33	33	100.00%	7	21.21%
環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、試験・研究・分析業務等従事者						
塩素	22	384	378	98.44%	18	4.76%
食肉衛生検査所、農業技術センター、水産技術センター、家畜保健衛生所飼料業務、浄水場水質検査業務、分析・研究・試験業務等従事者						
オーラミン	3	11	11	100.00%	0	0.00%
塗装業務、衛生検査業務等従事者						
オルトトルイジン	1	2	2	100.00%	0	0.00%
試験・検査業務等従事者						
オルト-フタロジニトリル	0	-	-	-	-	-
カドミウム 及びその化合物	35	350	350	100.00%	47	13.43%
上下水道局、水処理施設、公害分析業務、試験・調査・研究業務等従事者						
クロムの 及びその酸塩	46	554	549	99.10%	15	2.73%
検査・調査・研究業務、保健環境科学研究所、産業技術センター、家畜保健衛生所、水道水質センター、下水道水質検査業務等従事者						
クロロホルム	66	1,363	1,351	99.12%	165	12.21%
保健環境科学研究所、産業技術センター、農業研究センター、水産研究センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、病院等従事者						
クロロメチルメチルエーテル	5	18	16	88.89%	3	18.75%
水産技術センター、大気・水質検査業務等従事者						

②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

健康診断 区分	集 計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受 診 率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等					
五 酸 化 バ ナ ジ ウ ム	2	5	5	100.00%	0	0.00%
検査・調査・研究業務、水道水質センター						
コバルト及びその無機化合物	26	211	210	99.53%	3	1.43%
検査・調査・研究業務、環境保健センター、水道水質センター、釉薬調合業務等従事者						
コ ー ル タ ー ル	0	-	-	-	-	-
酸 化 プ ロ ピ レ ン	2	11	10	90.91%	0	0.00%
検査業務、臨床検査業務等従事者						
三 酸 化 ニ ア ン チ モ ン	1	2	2	100.00%	2	100.00%
試験・研究の業務等従事者						
シ ア ン 化 カ リ ウ ム	29	278	278	100.00%	15	5.40%
環境保健研究センター、上水道水質検査業務、公害分析業務、病理検査業務、試験・研究・分析業務等従事者						
シ ア ン 化 水 素	3	62	62	100.00%	0	0.00%
保健所、衛生研究所等従事者						
シ ア ン 化 ナ ト リ ウ ム	9	110	109	99.09%	6	5.50%
衛生研究所、家畜保健衛生所、工業用水業務等従事者						
四 塩 化 炭 素	24	319	318	99.69%	17	5.35%
保健所、衛生研究所、水道水質センター、検査・調査・研究業務等従事者						
1 ・ 4 - ジ オ キ サ ン	20	291	289	99.31%	13	4.50%
保健所、衛生環境研究所、試験・研究業務、水質検査業務等従事者						
1 ・ 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン (別 名 二 塩 化 エ チ レ ン)	18	292	291	99.66%	18	6.19%
保健所、衛生環境研究所、食品理化学検査業務等従事者						
3 ・ 3 ' - ジ ク ロ ロ - 4 ・ 4 ' - ジ ア ミ ノ ジ フ ェ ニ ル メ タ ン	1	2	2	100.00%	0	0.00%
工業技術センター等従事者						
1 ・ 2 - ジ ク ロ ロ プ ロ パ ン	5	33	33	100.00%	9	27.27%
衛生環境研究所、事業場排水等検査業務等従事者						

②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

健康診断 区分	集 計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受 診 率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等					
ジ ク ロ ロ メ タ ン (別名二塩化メチレン)	61	899	891	99.11%	132	14.81%
環境保健研究センター、水道水質センター等従事者						
ジメチル-2・2-ジクロロ ビニルホスフェイト (別名DDVP)	3	13	13	100.00%	2	15.38%
環境科学研究センター等従事者						
1・1-ジメチルヒドラジン	1	7	7	100.00%	2	28.57%
港管理施設						
臭 化 メ チ ル	3	18	18	100.00%	0	0.00%
環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所等従事者						
重 ク ロ ム の 酸 塩 及 び そ の	18	173	173	100.00%	10	5.78%
保健環境科学研究所、家畜保健衛生所、衛生環境研究所等従事者						
水 銀 及 び そ の 無 機 化 合 物 (硫化水銀を除く。)	36	343	341	99.42%	32	9.38%
環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、水道水質センター、検査・調査・研究業務等従事者						
ス チ レ ン	20	109	109	100.00%	13	11.93%
環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、試験・調査・研究業務、塗装業務等従事者						
1・1・2・2-テトラ ク ロ ロ エ タ ン (別名四塩化アセチレン)	9	219	219	100.00%	9	4.11%
有機材料の分析、試験検査業務、環境保健研究センター						
テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	19	118	117	99.15%	20	17.09%
工業技術センター、衛生研究所、水質検査業務等従事者						
トリクロロエチレン	18	116	115	99.14%	15	13.04%
衛生研究所、水道水質センター、保健所、事業場排水等検査業務等従事者						
トリレンジイソシアネート	0	-	-	-	-	-
ナ フ タ レ ン	6	13	13	100.00%	1	7.69%
環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所等従事者						
ニ ッ ケ ル 化 合 物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	14	107	107	100.00%	8	7.48%
環境保健センター、工業技術センター、釉薬調合業務、試験・研究業務、事業場排水等検査業務、検査・分析業務等従事者						

②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

(単位：団体、人)

健康診断 区分	集 計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受 診 率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等					
ニ ッ ケ ル カ ル ボ ニ ル	2	5	5	100.00%	0	0.00%
	産業科学技術センター・工業技術センター等従事者					
ニ ト ロ グ リ コ ー ル	0	-	-	-	-	-
パ ラ - ジ メ チ ル ア ミ ノ ア ズ ベ ン ゼ ン	1	26	26	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所等従事者					
パ ラ - ニ ト ロ ン ク ロ ル ベ ン ゼ ン	0	-	-	-	-	-
砒 素 及 び そ の 化 合 物 (ア ル シ ン 及 び 砒 化 ガ リ ウ ム を 除 く 。)	30	274	274	100.00%	10	3.65%
	環境保全研究所、工業技術総合センター、水道管理事務所、保健所、農 林水産研究所、試験・研究業務、水質検査業務、公害分析業務等従事者					
弗 化 水 素	40	375	372	99.20%	20	5.38%
	環境保全研究所、産業技術総合センター、衛生研究所、保健所、研究・ 検査業務等従事者					
ベ ー タ - プ ロ ピ オ ラ ク ト ン	0	-	-	-	-	-
ベ ン ゼ ン	42	698	690	98.85%	54	7.83%
	保健環境科学研究所、産業技術センター、水産研究センター、環境研究 施設、水処理施設、消防署、塗装業務、車両整備業務等従事者					
ペ ン タ ク ロ ル フ ェ ノ ー ル (別 名 P C P) 及 び そ の ナ ト リ ウ ム 塩	1	3	0	0.00%	-	-
	産業技術総合センター					
マ ゼ ン タ	3	48	48	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所、食肉衛生検査所、細菌検査業務等従事者					
マンガン及びその化合物	60	882	876	99.32%	46	5.25%
	保健所、産業技術センター、衛生研究所、家畜保健衛生所、公害分析業 務、水質分析業務、試験・調査・研究業務等従事者					
メチルイソブチルケトン	24	158	158	100.00%	13	8.23%
	家畜保健衛生所、水質検査業務、車両整備・塗装業務、試験・調査・研 究業務等従事者					
沃 化 メ チ ル	3	11	11	100.00%	1	9.09%
	農林水産研究所、試験・研究業務等従事者					

②特定化学物質等（労働安全衛生法施行令第22条第1項第3号）の内訳

（単位：団体、人）

健康診断 区分	集 計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受 診 率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等					
溶 接 ヒ ュ ー ム	34	1,072	1,045	97.48%	24	2.30%
	溶接・車両整備・塗装業務、機械設備・維持等従事者					
リ フ ラ ク ト リ ー セ ラ ミ ッ ク フ ァ イ バ ー	3	158	153	96.84%	1	0.65%
	環境保健センター、焼却処理施設等従事者					
硫 化 水 素	14	104	103	99.04%	4	3.88%
	農業総合研究センター、産業技術センター、畜産センター、水産研究センター等従事者					
硫 酸 ジ メ チ ル	3	8	8	100.00%	1	12.50%
	農林水産研究所、環境保健センター、創薬研究業務等従事者					
黄 り ん マ ッ チ	0	-	-	-	-	-
ベ ン ジ ジ ン 及 び そ の 塩	3	28	28	100.00%	1	3.57%
	衛生研究所等従事者					
4 - ア ミ ノ ジ フ ェ ニ ル 及 び そ の 塩	0	-	-	-	-	-
4 - ニ ト ロ ジ フ ェ ニ ル 及 び そ の 塩	0	-	-	-	-	-
ビス（クロロメチル）エーテル	2	8	8	100.00%	2	25.00%
	水産技術センター、試験・検査業務等従事者					
ペ ー タ ー ナ フ チ ル ア ミ ン 及 び そ の 塩	1	26	26	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所等従事者					
ベンゼンを含有するゴムのり	1	3	3	100.00%	0	0.00%
	産業技術総合センター等従事者					
計		11,182	11,080	99.09%	787	7.10%

(4) 行政指導（通達）による特殊健康診断

①行政指導（通達）により特殊健康診断の実施を要する有害業務等の内容

番号・本調査での略称	業務の内容
1 紫外線・赤外線	紫外線・赤外線にさらされる業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
2 騒音	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業 (平成4年10月1日基発第546号)
3 黄りん	黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
4 有機りん剤	有機りん剤を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
5 亜硫酸ガス	亜硫酸ガスを発生する場所における業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
6 二硫化炭素	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発生する場所における業務 (有機溶剤業務に係るものを除く) (昭和31年5月18日基発第308号)
7 ベンゼンのニトロアミド化合物	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
8 脂肪族の塩化又は臭化炭化水素	脂肪族の塩化又は臭化化合物 (有機溶剤として法規に規定されているものを除く) を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和31年5月18日基発第308号)
9 砒素	砒素化合物 (アルシン又は砒化ガリウムに限る) を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和34年5月14日基発第359号)
10 フェニル水銀化合物	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和40年5月12日基発第513号)
11 アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く) を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和40年5月12日基発第513号)
12 クロルナフタリン	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和40年5月12日基発第513号)
13 沃素	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務 (昭和40年5月12日基発第513号)
14 米杉等	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じんを発生する場所における業務 (昭和45年1月7日基発第2号)
15 超音波溶着機	超音波溶着機を取り扱う業務 (昭和46年4月17日基発第326号)
16 メチレンジフェニルイソシアネート	メチレンジフェニルイソシアネート (M. D. I) を取り扱う業務又はそのガスもしくは蒸気を発生する場所における業務 (昭和40年5月12日基発第513号)
17 フェザーミル等	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務 (昭和45年5月8日基発第360号)
18 クロルプロマジン等	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務 (昭和45年12月12日基発第889号)
19 キーパンチャー	キーパンチャーの業務 (昭和39年9月22日基発第1106号)
20 都市ガス配管工事	都市ガス配管工事業務 (一酸化炭素) (昭和40年12月8日基発第1598号)
21 地下駐車場	地下駐車場における業務 (排気ガス) (昭和46年3月18日基発第223号)
22 振動 (チェーンソー使用)	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務 (昭和45年2月28日基発第134号、昭和48年10月18日基発第597号で一部改正)
23 振動 (チェーンソー以外)	チェーンソー以外の振動工具 (さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等) の取扱いの業務 (昭和49年1月28日基発第45号)
24 腰痛等	重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業 (平成25年6月18日基発0618第1号)
25 金銭登録	金銭登録の業務 (昭和48年3月30日基発第188号)
26 引金付工具	引金付工具を取り扱う業務 (昭和50年2月19日基発第94号)
27 VDT作業	VDT作業 (平成14年4月5日基発第0405001号)
28 レーザー機器	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務 (昭和61年1月27日基発第39号、平成17年3月25日基発第325002号で一部改正)

②行政指導による特殊健康診断結果

(単位：団体、人)

健康診断	区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 なる 対 象 業 務 等						
1 紫外線・赤外線		5	62	61	98.39%	15	24.59%
	食品衛生検査所、高等技術学校、内水面漁業センター、溶接指導業務等従事者						
2 騒音		18	989	941	95.15%	190	20.19%
	と畜検査業務、溶接指導業務、発電管理事務所等従事者						
3 黄りん		0	-	-	-	-	-
4 有機りん剤		23	724	708	97.79%	59	8.33%
	除草剤・殺虫剤の散布業務、農林総合研究センター、農業大学校、害虫駆除業務、残留農薬検査業務等従事者						
5 亜硫酸ガス		0	-	-	-	-	-
6 二硫化炭素		2	130	100	76.92%	10	10.00%
	保健環境科学研究所、廃棄物処理作業等従事者						
7 ベンゼンのニトロ アミド化合物		1	19	19	100.00%	3	15.79%
	薬剤散布業務等従事者						
8 脂肪族の塩化又は 臭化炭化水素		0	-	-	-	-	-
9 砒素		4	108	108	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所、分析業務等従事者						
10 フェニル水銀化合物		0	-	-	-	-	-
11 アルキル水銀化合物		1	34	34	100.00%	0	0.00%
	衛生研究所業務従事者						
12 クロルナフタリン		0	-	-	-	-	-
13 沃素		2	9	9	100.00%	0	0.00%
	紙産業技術センター、水質検査・細菌検査業務等従事者						

②行政指導による特殊健康診断結果

(単位：団体、人)

健康診断	区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 なる 対 象 業 務 等						
14	米杉等	0	-	-	-	-	-
15	超音波溶着機	0	-	-	-	-	-
16	メチレンジフェニル イソシアネート	1	4	4	100.00%	0	0.00%
17	フェザーミル等	0	-	-	-	-	-
18	クロルプロマジン等	0	-	-	-	-	-
19	キーパンチャー	2	138	134	97.10%	15	11.19%
電話交換業務等従事者							
20	都市ガス配管工事	1	3	3	100.00%	1	33.33%
21	地下駐車場	0	-	-	-	-	-
22	振動（チェーンソー使用）	13	554	542	97.83%	89	16.42%
県有林事務所、土木事務所、伐採業務、圃場整備業務等従事者							
23	振動（チェーンソー以外）	18	809	574	70.95%	176	30.66%
土木事務所、草刈業務、道路管理等の作業業務等従事者							
24	腰痛等	53	17,511	15,095	86.20%	3,317	21.97%
介護業務、保育業務、運転業務、道路補修業務、給食調理業務、清掃業務、斎場業務・消防救急業務等従事者							
25	金銭登録	0	-	-	-	-	-
26	引金付工具	0	-	-	-	-	-

②行政指導による特殊健康診断結果

(単位：団体、人)

健康診断	区分	集計 団体数	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
	主 な 対 象 業 務 等						
27 VDT作業		92	169,551	132,681	78.25%	23,841	17.97%
	情報機器によるデータ入力・データ加工業務、モニター監視作業業務、 図面作成業務等従事者						
28 レーザー機器		1	8	8	100.00%	2	25.00%
	レーザー業務従事者						
計			190,653	151,021	79.21%	27,718	18.35%

《再 掲》特殊健康診断（じん肺法を除く）の実施結果計

区 分	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%) B/A	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断 （労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）	39,933	37,903	94.92%	5,053	13.33%
行政指導（通達）による特殊健康診断	190,653	151,021	79.21%	27,718	18.35%
合 計	230,586	188,924	81.93%	32,771	17.35%

(5) 独自に実施している特殊健康診断等

(単位：団体、人)

健康診断		区分	集計 団体数	受診者数 B	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
		主な対象業務等				
一般定期健康診断	海外派遣労働者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条の2)	3	9	2	22.22%	海外派遣職員
	給食従業員の検便 (労働安全衛生規則第47条)	15	25,632	15	0.06%	給食調理業務等従事者
	エチレンオキシド (労働安全衛生規則第45条)	3	25	11	44.00%	病院業務、家畜衛生業務等従事者
	ホルムアルデヒド (労働安全衛生規則第45条)	6	81	42	51.85%	家畜衛生業務、食肉衛生検査業務等従事者
労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる特定業務に関連する健康診断	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	1	271	230	84.87%	放射線業務従事者
	土石、獣毛のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	0	-	-	-	
	深夜業を含む業務	20	9,439	4,992	52.89%	病院、消防業務、介護・保育業務、宿直業務等従事者
	鉛、水銀、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務	5	73	6	8.22%	食肉検査業務、溶接製造試験研究及び高速切削試験研究業務等従事者
	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	20	2,780	451	16.22%	採血業務、検体検査業務、食肉衛生検査業務、犬猫取扱業務等従事者
職種を指定した健康診断	船員法施行規則第55条に基づく健康診断	11	297	134	45.12%	漁業取締、海難救助、海洋観測、資源調査等の乗船業務従事者
	水道法第21条に基づく健康診断	1	90	0	0.00%	取水場、浄水場、配水池等業務従事者
	給食調理業務にかかる健康診断	8	2,807	471	16.78%	給食調理業務従事者
	自動車運転にかかる健康診断	9	1,292	861	66.64%	自動車運転業務等従事者
	清掃業務にかかる健康診断	6	500	145	29.00%	廃棄物処理業務、ごみ焼却業務従事者

(5) 独自に実施している特殊健康診断等

(単位：団体、人)

健康診断		区分	集計 団体数	受診者数 B	有所見者数 C	有所見者率 (%) C/B
		主な対象業務等				
職種を 指定した 健康診断	頸頸腕障害にかかる健康診断		8	1,013	135	13.33%
		手話通訳業務、調理業務・保育業務・看護業務等従事者				
	道路整備業務にかかる健康診断		0	0	0	-
	医療・福祉・介護等業務にかかる健康診断		2	1,551	614	39.59%
		病院、福祉業務、介護業務等従事者				
	動物実験及び家畜取扱業務にかかる健康診断 (トキソプラズマ抗体検査等)		27	1,404	90	6.41%
		畜産試験場、家畜保健衛生所、動物飼育等従事者				
	降灰業務にかかる健康診断		1	1	1	100.00%
	降灰業務従事者					
薬剤使用業務にかかる健康診断		2	169	44	26.04%	
	農薬・薬剤使用業務等従事者					
除染等業務従事者健康診断		0	-	-	-	
	除染等業務従事者					
その他	B型肝炎ウイルス抗体検査		24	5,655	885	15.65%
		病院、保健所、介護業務、消防業務、血液取扱業務、清掃業務等従事者				
	C型肝炎ウイルス抗体検査		3	318	9	2.83%
		消防業務、血液取扱業務等従事者				
	結核検査 (QFT検査・胸部X線検査)		14	866	7	0.81%
		病院、保健所、消防、看護業務・保育業務、結核患者との対応業務等従事者				
	石綿検査		2	1,893	63	3.33%
	ボイラー室業務、ごみ収集業務等従事者					
蜂抗体検査		5	271	37	13.65%	
	樹木剪定業務、道路維持管理業務、山林業務等従事者					
麻疹・風疹抗体検査		12	182	4	2.20%	
	保健所、救急業務、疫学調査業務、感染症対策業務等従事者					
破傷風ワクチン予防接種		5	624	0	0.00%	
	消防業務、救急業務、直接土壌に接する業務等従事者					

II 特殊健康診断の実施状況調

各地方公共団体から回答された事例について、その内容に応じて類似したものを取りまとめて区分し、記載している。

なお、複数の団体から回答のあった事例については、その事例内容の末尾に回答団体数を（ ）書きで示している。

1 特殊健康診断の実施にあたって留意している点について

《主な回答事例》

(1) 実施時期・日程調整に関すること

- ・定期健康診断と同時に実施している。(81)
- ・職員が受診しやすいような時期、曜日、時間帯に設定している。(24)
- ・複数日・長期間に設定している。(12)
- ・複数の特殊健康診断の対象となっている場合は、同一日程で受診できるようにしている。(6)
- ・職員の職務に専念する義務の免除の取り扱いとしている(3)
- ・毎年同時期に実施している。(3)
- ・未受診者の健診日(予備日等)を設けて実施している。(7)
- ・受診率の向上を図るため、可能な限り対象者の業務に支障が無い時間帯に実施している。

(2) 受診会場に関すること

- ・事業所を巡回・出向いて実施している。(15)
- ・職員が受診しやすいように利便性を考えて、健診会場を設置している。(14)

(3) 啓発・指導等に関すること

- ・所属長等を通じ受診勧奨を行っている。(18)
- ・説明会を開催し、健診内容等を説明している。(2)
- ・受診に当たっての留意事項に係る案内チラシの作成、Web 掲示版への掲載、受診勧奨メールの送付を行っている。

(4) その他

- ・各担当課の業務内容や勤務体制に合わせ、各担当課において予算化し、健診を実施している。(2)
- ・該当所属に受診者名簿を作成させ、対象者の管理をしている。
- ・可能な限り同一医療機関での実施とし、検体等については同じものを使用することとしている。
- ・潜水訓練中に体調が変化することを考え、訓練実施前と実施後の2回実施している。

2 特殊業務を行う職場における職場環境の改善及び整備に係る留意点について

《主な回答事例》

(1) 職場の安全点検等に関すること

- ・安全衛生委員会・衛生管理者・産業医等が職場巡視を行い、職場環境調査・改善指導を実施している。(17)
- ・安全衛生委員会において、職場環境の改善に関する検討を行っている。(10)
- ・職場の作業環境を定期的に点検し、職場環境の改善に努めている。(10)

(2) 個別作業の改善・指導に関すること

[有害物質等取扱業務に係るもの]

- ・安全管理体制を確立するとともに、安全作業マニュアルを作成している。(4)
- ・労働衛生保護具の適切な使用を指導している。(4)
- ・有機溶剤等、人体に有害な蒸気やガスが発生する物を取り扱う時は、局所排気装置内で作業を行っている。(5)

[放射線業務に係るもの]

- ・個人線量計を着用し、定期的に検査を行っている。(2)
- ・放射性物質等の残存や放射線漏洩等がないか確認するために、R I室は毎月、X線室は年2回測定を行っている。
- ・医療放射線安全管理指針の策定やヒヤリハット事例の収集等を義務付けるとともに、3年に1回の定期立入検査を受検している。

[その他]

- ・有機溶剤を使用しているため、年に2回、排気ダクトの点検と、検査室の環境測定を行っている。また、排気ダクト及び排水時のフィルターの点検、汚染水の検査等を定期的に行っている
- ・振動工具の使用については、使用基準を設け、周知している。

(3) 啓発・指導等に関すること

- ・腰痛健診、VDT健診等に関しては、予防教室等を実施している。
- ・朝礼時にストレッチ等を実施している。

3 特殊健康診断の有所見者に対する事後措置（健康管理・健康指導等）について

《主な回答事例》

（1）事後措置の方法及び実施状況

a 職員への保健指導等に関すること

- ・必要に応じて、産業医、健康管理医、保健師等が面談や保健指導・健康相談等を行っている。（60）
- ・産業医が必要と認めた場合は、本人および所属長に対し指導をおこなう。（5）
- ・定期健康診断の事後指導（個別保健指導）に含めて実施している。

b 受診勧奨・結果報告等に関すること

[受診勧奨に係ること]

- ・必要のある職員については受診勧奨を行っている。（40）
- ・所属長等から有所見者に対し、精密検査・再検査の受診勧奨等を行っている。（8）
- ・所見内容を通知するとともに、精密検査が必要な者には併せて紹介状を送付することにより、医療機関への受診を促している。（5）

[結果報告に係ること]

- ・要精密検査・要治療の者へは受診奨励を行い、受診結果の報告を求めている。（19）
- ・医療機関から直接結果報告を求めている。（2）
- ・受診後は報告書の提出を求めている。報告がない場合は再度受診勧奨を行っている。

c 健診結果に基づく指導・措置等に関すること

- ・必要に応じて就業制限等の措置を行う。（6）
- ・所属長を通じ現在の加療状況、治癒の確認を行う。
- ・診断結果については、産業医等が判定を行い、指導事項について所属長を通じて本人に通知している。
- ・VDT検診及び腰部検診については、結果発送時に作業時における注意事項や予防法を掲載したリーフレットを同封し、普及啓発に努めている。

（2）事後措置の活動を阻害している事項

a スタッフの活動等に関すること

- ・産業医が非常勤のため、時間的制約がある。（2）
- ・管理をシステム化していないため、年度ごとの比較が難しい。

b 職員の意識に関すること

- ・毎年同じ結果となるため、精密検査を受診したがない者がいる。（3）

c 職場への通知・指導等に関すること

- ・健康診断の結果が、業務に起因するものかどうかの判断が難しい場合がある。(8)
- ・年度内に2回実施する健診は、2回目の健診結果通知が年度末になってしまい、精密検査・2次健診の受診状況の把握が年度をまたぐために十分にできない。

(3) その他、事後措置について特に留意している点

a 職員に対する指導等に関すること

- ・健康診断結果については、業務に起因するものか生活習慣に起因するものかの判断が難しい場合があるため、定期健康診断の結果等も含めて、総合的に判断するようにしている。(4)
- ・プライバシーの遵守。(4)
- ・事後指導については、職務専念義務を免除している。
- ・求めがあれば、医師の診断の資料のため、過去の健診結果を提供している。
- ・有所見者には、必要に応じて個別に保健指導等を行っている。
- ・必ず所属長を通し、配慮や指導を所属長からも行ってもらえるようにしている。
- ・船員法施行規則第55条に基づく健康診断有所見者については、健診後に船員手帳の判定欄、医師の指示欄等の記載内容をふまえ、所属長及び隊長が健康状態を常時観察し、必要に応じて助言する等健康管理に努めている。
- ・年2回実施している特定業務従事者健康診断対象職員は有所見率が高いので、必ず職場訪問し、面接のうえ生活習慣の改善指導や受診勧奨等を行っている。

b 検査等の受診に関すること

- ・治療・精密検査等早急な対応を要する場合は、健診機関から速やかに連絡をもらい、迅速な対応を心掛けている。

c 職場に対する指導等に関すること

- ・健診結果を所属長に通知し、業務上の配慮を促している。
- ・事後措置が必要な対象者については、安全衛生担当課より所属長を通して精密検査を受診したかどうかを報告させるようにして、後追いをしている。

d プライバシーの保護

- ・職員の健康診断結果を通知する際は、個人情報取扱い(プライバシー)について留意するようにしている。(3)

4 地方公共団体で独自に実施している特殊健康診断について

《主な回答事例》

(1) 独自の特殊健康診断を開始した経緯等

[特殊健康診断全般]

- ・所属・職員組合・安全衛生委員会等の要望により実施している。
- ・国の指針・ガイドライン等に基づき実施している。

[結核健康診断]

- ・保健所等結核に感染する危険性が高い業務に従事する職員の感染予防のため。
- ・早期発見の観点から実施している。
- ・結核患者を救急搬送する事例が重なり、接触後の検査のみでなく、接触前のベースラインを確認する必要性があった為

[深夜業務にかかる健康診断]

- ・不規則な勤務体制で、心身への負担が大きいため。

[と畜業務等にかかる健康診断（トキソプラズマ抗体検査等）]

- ・と畜検査業務等従事職員のトキソプラズマによる感染の危険性が高いため。（5）
- ・過去にトキソプラズマ症に罹患した職員がいたため。
- ・人畜共通の伝染病・寄生虫疾患を取り扱うため、健康状態を把握し、速やかに対応できるようにしたいと職員から要望があった。

[自動車運転業務にかかる健康診断]

- ・人命を預かる業務であり、運転に差し支えない健康状態が必要なため。
- ・運転中に突然意識を失うような睡眠に陥る恐れがあることや、健康起因事故の主原因である疾病の危険性を高める可能性があるため。
- ・運転中に発症した場合、意識障害、意識消失、運動麻痺等に陥るおそれがあるため。

[給食調理業務にかかる健康診断]

- ・同じ作業を継続して行うため、特定個所（指や肘）に負担がかかり、指曲がり症等の公務災害となる可能性が高い業務である。（3）
- ・洗剤使用を対象とした労働安全衛生対策として。

[動物飼育業務にかかる健康診断]

- ・動物からの感染症（クラミジア、オウム病等）の早期発見のため。

[頸肩腕障害にかかる健康診断]

- ・頸肩腕部に著しい負担のかかる作業を行う業務であるため。

[B・C型肝炎健康診断]

- ・病院・保健所・救急隊員等の職員は業務上血液等に触れる機会が多く、従事する職員の感染防止、及び感染の早期発見を図るため。(11)
- ・公務災害適応判断のために事前に感染の有無を確認するため。

[破傷風予防接種]

- ・土壌や汚泥に触れる可能性がある職員について、破傷風菌の感染を防止するため。
- ・ケガ発生率が高いことを考慮して。

[蜂抗体検査]

- ・アナフィラキシーショックを事前に防止するため。
- ・蜂に刺される可能性が高い業務であるため。(2)
- ・アナフィラキシーを起こすリスクの高い職員を把握し、該当者にはアドレナリン自己注射器(エピペン)携行を励行し、ショック予防対策としている。(2)

[清掃業務従事者の眼科健康診断]

- ・清掃業務に従事する中で、眼に異物が混入し傷がついたり等眼に何らかの影響があると考えられるため、希望者を対象に検診を実施している。

[石綿取扱業務に係る健康診断]

- ・職員の関心が高いと思われることから、過去の業務歴のアンケートを行い、該当業務に従事していた職員を対象に希望制で実施している。
- ・胸膜プラークが発見された職場の職員について、石綿を直接取り扱う事業場ではないが、業務により石綿に暴露した可能性も考慮し、石綿障害予防規則に準じて健康診断を実施することになったもの。

[新規救助隊健康診断]

- ・救助隊の任務に初めて就くときに、過酷な作業下(高所・狭所での活動)に対応する身体状況にあるかを判断するため脳波検査を実施

[降灰検診]

- ・火山活動が活発なことから、降灰等の影響について経過観察するとともに、降灰に対する職員の不安を解消するために検診を実施。

[麻疹・風疹感染防止業務従事職員健康診断]

- ・麻疹・風疹に感染する恐れのある職員の健康管理のため。(4)

[福祉現業等職員健康診断]

- ・他の業務と比較して腰痛等を起こしやすいため。

[騒音に係る健康診断]

- ・作業環境測定の結果により、健康診断の必要性を認めたため。

[骨粗鬆症健康診断]

- ・骨粗鬆症とその前段階である骨量減少の早期発見・早期治療のため、実施。

[東日本大震災に伴う健康診断]

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故後に設定された警戒区域又は計画的避難区域内での業務に従事した者を対象に健康診断を実施している。
- ・「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）」において新たに設定されることとなった居住制限区域又は帰還困難区域内での業務に従事した者を対象に健康診断を実施している。
- ・福島原発事故により、放射性物質が含まれる指定廃棄物を保管している下水道事務所において放射線量被曝量検査を実施している。

[水難救助隊員特別健康診断]

- ・過酷な作業下（潜水作業）に対応する身体状況にあるかを判断するため眼科検査、耳鼻科検査を実施。

(2) 新規に特殊健康診断の対象として検討している業務等

[歯科検診]

- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」に対応するためR5年度より実施をする。

[自動車運転業務にかかる健康診断]

- ・視野障害に気づかずに運転を継続している場合、信号等を見落とし健康起因事故を引き起こす恐れがあるため、交通局全運転手に対して「眼科健診」を実施予定。

本調査の結果を転載・引用する場合は、ご連絡ください。

令和5年12月

特殊健康診断の実施結果等に関する調査結果

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

〒102-0083 東京都千代田区麴町三丁目2番地

垣見麴町ビル3階

TEL 03-3230-2021

FAX 03-3230-2266

URL <https://www.jalsha.or.jp>

この冊子は、一般財団法人 全国市町村振興協会の助成を受けて作成されたものです。